

● 減価償却資産について

事業に用いる建物や器具備品などの資産は、時間の経過や使用によりその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といい、その取得価額は使用可能期間（耐用年数）に分けて損金（減価償却費）となります。

損金となる金額は以下の通りです。なお、取得価額の「1単位」は、通常取引されるその単位ごと、またそれが単独で機能しうるかにより判断します。

区分	損金処理
使用可能期間が1年未満	取得時に全額が経費（消耗品費など）
取得価額が10万円未満	取得時に全額が経費（消耗品費など）
取得価額が10万円以上20万円未満 ※	3年間で均等償却（年割）
取得価額が20万円以上 ※	法定耐用年数で減価償却（月割）
※ 青色申告で2022年3月31日までに取得し、取得価額が10万円以上30万円未満	年間合計300万円までは、取得した年度に全額が即時償却

取得価額が20万円以上の場合は、資産の種類や構造用途ごとに定められている「法定耐用年数」により減価償却費を計算します。月割りで計算しますので、例えば決算の月に取得した場合は、取得年度の減価償却費は年間償却額の1/12となります。

また、中古資産の耐用年数は「(法定耐用年数－経過年数)＋経過年数×0.2」となります(2年に満たない場合は2年とします)。定率法で耐用年数2年になった場合は、計算上は12カ月で全額が減価償却できます。

● 修繕費との判定について

固定資産に修理・改良などをするための支出は、その内容によって、修繕費として全額経費となるか、資本的支出（固定資産に計上し、減価償却）となります。

増築・拡張など、物理的に付け加えられたものではないか
 改造・改装など、用途変更のためのものではないか
 特に品質や性能を高くするための取替えではないか

を検討し、さらに通常の維持管理によるものか、などにより判定することになります。

なお、中古資産を取得し、すぐに改良等する場合は、それら全てが固定資産となります。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付（第1期）	
5月	自動車税の納付	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。